

平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	15	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 <u>不動産取得税</u> <u>固定資産税</u> 事業所税 <u>その他</u> （都市計画税）		
要望項目名	高速道路株式会社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が事業の用に供する不動産の取得及び固定資産に係る非課税措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「高速道路株式会社」という。）が行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理（会社法第5条第1項第1号、2号） ・国、地方公共団体及び地方道路公社よりの委託（会社法第5条第1項第4号、5号口） <p>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）が行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路資産の保有・貸付（機構法第12条第1項第1号） ・権限代行その他の業務（機構法第12条第1項第9号） <p>これらの用に供する不動産の取得及び固定資産については、平成27年度まで非課税。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>高速道路株式会社及び機構が事業の用に供する不動産の取得及び固定資産に係る不動産取得税、固定資産税、都市計画税の非課税措置の延長</p>		
関係条文	<p>地方税法附則第10条第4項、第14条第1項</p> <p>高速道路株式会社法第5条第1項第1号、2号、4号、5号口</p> <p>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第1号、9号</p>		
減収見込額	<p>[初年度] - (-) [平年度] - (-)</p> <p>[改正増減収額] - (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国の道路は無料公開が原則であるが、厳しい財政状況の下で道路の整備を促進するため、昭和31年に道路整備特別措置法を制定し、財源不足を補う方法として借入金を用い、完成した道路から通行料金を徴収してその返済に充てるという有料道路制度を導入。 ・有料道路制度を活用し、道路の建設・管理等を行っていた日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団は、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）により、民営化が決定。 ・平成17年10月の道路関係四公団の民営化時、高速道路株式会社及び機構が事業の用に供する不動産の取得及び固定資産については、有料道路は無料開放されること及び料金に利潤を含めないこと等から、非課税措置を講ずることとされた。 <p>(2) 施策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常、固定資産を有し、それを有償貸付けする場合には課税対象となる。しかし、機構が高速道路株式会社に道路資産を貸し付ける場合、貸付料は債務の返済に充てられるため、機構はこの貸付けによって利益を得ることはない。よって、機構については固定資産税を課さないこととされた。 ・また、従来から「公共の用に供する道路」については固定資産税を課さないこととされているが、高速道路株式会社が事業を行うに当たって、直接道路に供さない固定資産（工事用道路として取得した用地等）も非課税対象として読めるようにするため、会社法第5条第1項第1号、第2号第4号及び5号口に規定する事業の用に供する固定資産も非課税の対象とされた。 ・なお、高速道路株式会社及び機構が事業の用に供する不動産の取得についても、有料道路は無料開放されること及び料金に利潤を含めないこと等から、不動産取得税を課さないこととされた。 ・非課税措置の適用期限については、民営化法施行（平成17年10月1日施行）後10年以内に法律の施行状況について検討を加え、必要な措置を講じるとされていること等に鑑み、民営化後10年とされた。 ・当該措置を講じた事情に変わりはないことから、引き続き、本非課税措置が必要である。 		
本要望に対応する縮減案	-		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	会社管理高速道路に係る料金の徴収期間の満了の日まで
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本非課税措置を講じた事情に変わりはないことから延長は妥当。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成17年度創設